

高圧ガスに係る事故等について

平成 24 年 3 月 28 日

平成 24 年 10 月 24 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 9 日改正

令和 8 年 1 月 1 日改正

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

1. 適用範囲

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第 98 条、液化石油ガス保安規則第 96 条、コンビナート等保安規則第 53 条、及び冷凍保安規則第 68 条で規定する事故（以下、「高圧ガスに係る事故等」という。）について定める。

2. 用語について

ここで使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例による。

3. 定義

「高圧ガスに係る事故等」とは、高圧ガス・石油コンビナート事故対策要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180328 保局第 2 号）I 総則 2. 事故の定義等（1）にかかわらず、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事象等で、次に掲げるものをいう。

なお、ある事象等を「高圧ガスに係る事故等」とするか否かについては、その事象等が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、高圧ガス保安法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。また、正常な動作として安全弁が作動し高圧ガスが噴出した場合、事業所において高圧ガスとは無関係な原因により発生した火災で窒素ガスボンベが破裂した場合等は、それによる人的被害が無ければ「高圧ガスに係る事故等」として取り扱わない。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号、以下「液化石油ガス法」という。)に係る事故(以下「LP ガス事故」という。)は、LP ガス事故について(平成 24 年 3 月 28 日、新潟県)及び液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)により対応する。

- ① 爆発（製造等に係る設備（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
- ② 火災（設備等において燃焼現象が生じたものをいう。）
- ③ 噴出・漏えい（気密な構造とする必要のある設備等(※)において、ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- 1) 冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備においてフルオロカーボン（冷凍保安規則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する不活性ガス（同項第 3 号の 2 に規定する特定不活性ガスを除く。）に限る。）の噴出・漏えいが生じた場合であって、かつ、人的被害のない場合（なお、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の適用を受ける製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（いわゆる付属冷凍設備）からの噴出・漏えいは、高圧ガスに係る事故等として取り扱う。）
- 2) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動

シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であり、点検、警報システムによる検知等の通常の保全活動で発見し、速やかに対処した場合であって、かつ、人的被害のない場合

3) 完成検査、保安検査又は定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊が生じたものをいう。）
- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。LP ガス事故は除く。）
- ⑥ 高圧ガス保安法第 36 条 1 項の事態（高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。）
- ⑦ その他

※：設備等のうち、高圧ガス設備、可燃性ガス、毒性ガス、若しくは酸素に係るガス設備、又は特殊高圧ガスに係る消費設備